



2025年12月16日

各 位

会社名：株式会社魁力屋
代表者名：代表取締役社長 藤田 宗
(コード番号：5891 東証スタンダード)
問合せ先：取締役 管理本部長 山川 拓人
(電話番号：075-211-3338)

持株会社体制への移行に伴う分割準備会社の設立、吸収分割契約締結及び
監査等委員会設置会社への移行並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）
に関するお知らせ

当社は、2025年11月18日に公表いたしました「持株会社体制への移行の検討開始に関するお知らせ」のとおり、持株会社体制への移行について検討してまいりましたが、本日開催の取締役会において、2026年7月1日の効力発生を目指として、会社分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）により持株会社体制に移行するため、当社が100%出資する子会社として株式会社魁力屋分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。2026年7月1日付で「株式会社魁力屋」に商号変更予定。）を設立すること、並びに、当該分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを決議することに加えて、当社は本件吸収分割の効力が生じることを条件に、2026年7月1日付で当社の商号を「株式会社 SAKIGAKE ホールディングス」に変更することを含めた定款一部変更の決議も行いましたので、お知らせします。

また、持株会社体制への移行に伴って、取締役会の監査・監督機能の強化と業務執行との意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社への移行を実施することを決議しましたので、併せてお知らせします。

上記につきましては、2026年3月下旬に開催予定の当社定時株主総会において承認可決が得られることを条件としております。なお、本件吸収分割は、100%子会社に当社の事業を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 持株会社体制への移行

(1) 移行の目的

当社は「日本の食文化と『おもてなしの心』で世界中を笑顔に！」を経営ビジョンに掲げ、「京都北白川ラーメン魁力屋」を主軸として、関東、東海、関西など三大都市圏を中心に店舗を展開しております。大都市圏に加えて地方都市での加速度的な店舗展開を行うべく、直営店及び社内独立支援制度による社内FC店に加えて、フランチャイズ(FC)事業も展開しております。また、2024年11月にアジア展開の拠点として台湾魁力屋国際股份有限公司を設立するとともに、2025年6月にラーメン店を中心に店舗運営する株式会社グランキュイジーヌの子会社化を実施し、事業を拡大しております。

当社は、大規模かつ急速な環境変化の中で果敢に成長戦略を推進すべく、「グループ経営の推進」、「将来的なM&A・海外展開への備え」、「ブランド戦略の明確化」、「採用・育成の強化」等を持株会社体制移行の目的としております。持株会社はグループ経営機能に特化しグループ全体

戦略策定や経営資源配分を行い、事業会社は各事業に専念し事業展開を行うことにより、当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

(2) 移行の方法

移行の方法は会社分割の方式によるものとし、持株会社体制移行を円滑に進めることを目的として、事前に分割準備会社として「株式会社魁力屋分割準備会社」を設立いたします。当社を分割会社とする吸収分割により、分割する事業を、当社が100%出資する分割準備会社に承継させ、2026年7月1日を目途に持株会社体制へ移行する予定です。なお、分割準備会社の概要については、後記の「2. 本件吸収分割の当事会社の概要」をご参照ください。また、当社は、持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本件吸収分割の日程（予定）

分割準備会社設立取締役会決議	2025年12月16日
吸収分割契約承認取締役会決議	2025年12月16日
分割準備会社の設立	2026年1月下旬
吸収分割契約締結	2026年2月下旬
吸収分割契約承認定時株主総会	2026年3月26日
吸収分割の効力発生日	2026年7月1日

(4) 本件吸収分割に係る割当の内容

本件吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。

(5) 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(6) 会社分割により増減する資本金

本件吸収分割による当社の資本金に増減はありません。

(7) 承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割により、承継会社は効力発生日において当社の営む飲食事業に係る資産、負債、その他の権利義務（別段の定めのあるものを除く）を承継します。また、グループとしての経営資源配分合理化の観点から、当該事業に係る一部の固定資産については、持株会社としての当社が管理する予定です。なお、承継会社が当社から承継する債務につきましては、重畠的債務引受の方法によるものといたします。

(8) 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件分割後に予想される資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、本件分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ、予想されていないことから、当社及び承継会社の債務の履行の見込みに問題ないと判断しています。

2. 本件吸収分割の当事会社の概要

(1) 分割会社

(2024年12月31日現在)

① 商号	株式会社魁力屋	
② 所在地	京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町 670 番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 藤田 宗	
④ 事業内容	「京都北白川ラーメン魁力屋」を中心に運営する飲食事業	
⑤ 資本金	916 百万円	
⑥ 設立年月日	2003年2月	
⑦ 発行済株式数	5,634,900 株	
⑧ 決算期	12月31日	
⑨ 大株主及び株主比率	株式会社マルフジコーポレーション	47.9%
	藤田 宗	18.1%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7.2%
	魁力屋従業員持株会	0.8%
	丸本 純平	0.5%
⑩ 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	2024年12月期	
純資産	4,941 百万円	
総資産	8,045 百万円	
売上高	12,272 百万円	
営業利益	860 百万円	
経常利益	880 百万円	
当期純利益	535 百万円	
1株当たり当期純利益	96.58 円	
1株当たり純資産	876.96 円	

(2) 承継会社 (2026年1月下旬予定)

① 商号	株式会社魁力屋分割準備会社	
② 所在地	京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町 670 番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 田口 剛	
④ 事業内容	「京都北白川ラーメン魁力屋」を中心に運営する飲食事業	
⑤ 資本金	10 百万円	
⑥ 設立年月日	2026年1月下旬	
⑦ 発行済株式数	100 株	
⑧ 決算期	12月31日	
⑨ 大株主及び株主比率	株式会社魁力屋 100%	
⑩ 純資産	10 百万円	
⑪ 総資産	10 百万円	
⑫ 1株当たり純資産	10 万円	

※ 承継会社におきましては、確定した事業年度が存在しないため、直前事業年度の財政状態及び経営成績は記載していません。

3. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
株式会社魁力屋分割準備会社	「京都北白川ラーメン魁力屋」を中心に運営する飲食事業

(2) 分割する部門の経営成績

分割する部門の事業内容	2024年12月期 分割対象事業売上高	2024年12月期 当社単体売上高
飲食事業	11,899百万円	12,272百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額

分割する資産及び負債については、本事業に係る資産及び負債のうち吸収分割契約において定めるものとなります。2025年12月31日現在の貸借対照表を基準として各分割会社との間で調整し、確定する予定です。

4. 本件吸収分割後の状況

(1) 分割会社の概要

① 商 号	株式会社 SAKIGAKE ホールディングス (旧商号: 株式会社魁力屋)
② 所 在 地	京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町 670 番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 藤田 宗
④ 事 業 内 容	グループ会社の経営管理等
⑤ 資 本 金	922百万円
⑥ 決 算 期	12月31日

(2) 承継会社の概要

① 商 号	株式会社魁力屋 (旧商号: 株式会社魁力屋分割準備会社)
② 所 在 地	京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町 670 番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 田口 剛
④ 事 業 内 容	「京都北白川ラーメン魁力屋」を中心に運営する飲食事業
⑤ 資 本 金	10百万円
⑥ 決 算 期	12月31日

5. 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本吸収分割が当社の業績に与える影響は軽微であります。

6. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の強化と業務執行の意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行の時期

2026年3月26日開催の第23回定時株主総会において、必要な定款変更の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

(3) その他

取締役候補者の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

7. 定款の変更

(1) 商号の変更

持株会社体制に移行することに伴い、本件分割の効力が発生すること及び本定時株主総会における承認可決を条件として本件吸収分割の効力発生日である2026年7月1日に当社及び承継会社の商号を変更するものです。

(2) 新商号

当社 株式会社 SAKIGAKE ホールディングス (SAKIGAKE Holdings Co.,Ltd)

承継会社 株式会社魁力屋

(3) 新商号変更予定日

当社並びに承継会社の新商号への変更予定日は、2026年7月1日です。

(4) 定款変更の概要

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「株式会社 SAKIGAKE ホールディングス」に変更し、事業目的については持株会社としての経営管理等に変更し、2026年7月1日に当該変更の効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

(5) 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当会社は、株式会社魁力屋と称し、英文では <u>Kairikiya Co.,Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、株式会社 <u>SAKIGAKE ホールディングス</u> と称し、英文では <u>SAKIGAKE Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。

<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食店の経営及び運営 2. 飲食店の企画及び経営に関するコンサルタント 3. 商品、食料品、飲料の製造、加工及び販売 4. 商品、商標の企画及びデザイン並びに商標権の管理業務 5. 店舗の企画、設計、施工、並びに付帯機器の販売 6. 通信販売業 7. 書籍、印刷物の企画、発行並びに販売 8. イベントの企画、運営 9. 不動産の売買、賃貸及び管理 10. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の経営、並びにフランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導 11. 前各号に附帯する一切の事業 	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む)その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること及びこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1項～11項 現行どおり)</p>
<p>第3条～第4条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>(機関の設置) 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 	<p>(機関の設置) 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査等委員会 3 会計監査人
<p>第6条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 〔新設〕</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>4</u>名以内とする。</p>

<p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条</p> <p>取締役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>2~3 (条文省略)</p> <p>〔新設〕</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議において選任する。</p> <p>2~3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条</p> <p>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条</p> <p>取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>〔削除〕</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条</p> <p><u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で選定する。</u></p> <p>2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条</p> <p>取締役会の決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会の決議によって、前項に規定する代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役社長は、当会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会の決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p> <p>4 <u>取締役会の決議によって、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。</u></p>
<p>第 22 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 22 条</p> <p>(現行どおり)</p>

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 24 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 24 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条</p> <p>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第 26 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第 27 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条</p> <p>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条</p> <p>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

<p>(監査役の員数)</p> <p><u>第 29 条</u></p> <p>当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	〔削除〕
<p>(監査役の選任)</p> <p><u>第 30 条</u></p> <p>監査役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	〔削除〕
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第 31 条</u></p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	〔削除〕
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 32 条</u></p> <p>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	〔削除〕
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 33 条</u></p> <p>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	〔削除〕
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 34 条</u></p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	〔削除〕
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 35 条</u></p> <p>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	〔削除〕

(監査役会規則) <u>第 36 条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	〔削除〕
(監査役の報酬等) <u>第 37 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	〔削除〕
(監査役の責任免除) <u>第 38 条</u> 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	〔削除〕
〔新設〕	(監査等委員会の招集通知) <u>第 30 条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
〔新設〕	(監査等委員会規則) <u>第 31 条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において監査等委員会規則によるものとする。
第 39 条～第 40 条 (条文省略)	第 32 条～第 33 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) <u>第 41 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) <u>第 34 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除) <u>第42条</u> 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(会計監査人の責任免除) <u>第35条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
<u>第43条～第45条</u> (条文省略)	<u>第36条～第38条</u> (現行どおり)
[新設]	(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
[新設]	(商号および目的に関する経過措置) <u>第2条</u> 定款第1条（商号）および第2条（目的）の変更是、第23回定時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されることおよびこの吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、2026年7月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、前記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。

(6) 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 2026年3月26日（予定）
定款変更の効力発生日 2026年7月1日（予定）

以上